

## 第92回自衛隊員倫理審査会議事録

### 1 日 時

令和4年3月24日（木）14時30分～15時50分

### 2 場 所

防衛省A棟11階 第1省議室

### 3 出席者

(委 員) 田中会長、太田委員、高木委員、能勢委員、山宮委員  
(防衛省) 鈴木服務管理官

### 4 議 事

#### (1) 開会の辞

- 田中会長 只今より「第91回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

#### (2) 第91回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 田中会長 それでは、本日の議題に入ります。  
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。  
御手元の資料2「第91回倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますので、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは、議事録については、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

#### (3) 懲戒処分について

- 田中会長 議題の2番目は、「元防衛装備庁長官官房審議官の規律違反行為について」でございます。これは、当審査会として了承する性質のものではございませんが、内容を承知しておく必要がございます。  
それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。
- 服務管理官 それでは、御説明させていただきます。資料3、資料4について述べさせていただきます。

防衛装備庁長官官房審議官として平成29年7月から令和元年7月まで在籍しておりました経済産業省大臣官房付の職員が、資料3のとおり2022年3月、懲戒処分を受けて、停職12月ということで、処分を実施し、退職をしたというものでございます。

資料3につきましては、その際の公表資料でございます。主として国家安全保障局在籍時の非違行為についての記載がございますが、防衛装備庁在籍時につきましては、4ページ目をご覧ください。こちらに記載がございます。具体的には3ポツ目のところでございますが、防衛装備庁在籍時の非違行為につきましては、国家安全保障局の在籍時の非違行為を発端として調査をしましたところ、概ね同様の内容の行為が防衛装備庁在籍時にも行われていたということでございます。それを記載したものです。

防衛装備庁在籍時には、国家公務員法と同様に自衛隊法第63条には、兼業をする場合には、大臣の承認を受けて行うということが必要ということになっておりますが、この兼業の手続がなされていなかったということでございます。

これは、相手方としては国家安全保障局、経済産業省在籍時におきましても、相手方として挙がっています株式会社不識庵というビジネススクールのような民間企業でございますが、そこで講師を行うという兼業を行っていたということです。その兼業の結果310万円の報酬を得たということでございます。これは、その前後の経済産業省在籍時、国家安全保障局在籍時と共通した一連の流れの中での2年間ということでございます。

もう一点、その同じ相手方である株式会社不識庵との関係で講演を1件行っておりましたが、そこにおきまして自衛隊員としての職務と関連する講演を行っており、講義の内容に、自衛隊員として承知していた知見に基づく記載があったということでございまして、それを踏まえすと、報酬の30万円を受けていたことにつきましては、贈与等報告書の提出が必要であったということでございます。その2点を記載したものでございます。

本件につきましては、資料4をご覧くださいますと、冒頭のところでございますけれども、元防衛装備庁長官官房審議官は既に自衛隊員としての身分を失っておりまして、自衛隊法に基づき、隊員として懲戒処分を行うことはできませんので、当該事実について経済産業省にこの資料を持ち寄りまして、その際に防衛省における処分量定につきましても、参考として承知したいということでございましたので、併せて記載したところでございます。兼業につきましては、停職40日相当、自衛隊員倫理法に抵触するところにつきましては、戒告相当ということで通知をいたしました。自衛隊員倫理法に相当する分につきましては、これは訓令におきまして、贈与等報告書の提出を行わなかった場合については、戒告とするという基準が示されておりましたので、それを通知したということでございます。以上でございます。

- 田中会長 御説明ありがとうございました。それでは、本件につきまして御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。

- 委員 意見なし。
- 田中会長 ありがとうございます。それでは、「元防衛装備庁長官官房審議官の規律違反行為」については、以上といたします。

#### (4) 監修の報酬を単価として換算する方法及びその単価の基準について

- 田中会長 それでは、議題の3番目でございます。「監修の報酬を単価として換算する方法及びその単価の基準について」です。こちらも服務管理官から御説明をお願いします。
- 服務管理官 従来から審査会におきましてご議論いただいていたところでございますけれども、監修につきましては、その報酬をどのように評価するかということにつきまして、一定の基準が必要ではないかということでありました。ご議論を踏まえまして、まず、過去の報酬というものがどのような形で、監修について支払われていたか、それを報告してきたかということをまず確認しました。それが、こちらの資料5でございます。

大きく分類いたしますと、大きく4つの分類に分かれるところでございます。まず一つ目が、自衛隊医官のためのマニュアル、自衛隊衛生のためのハンドブックの監修。医療に関わることでございますが、マニュアルやハンドブックというものを作成するというものでございます。これらにつきましては過去、監修料を評価するに当たりまして、総時間であったり、原稿用紙としての換算というような形での評価。あるいは、単体として編纂料としての評価でありました。

続きまして2番、書籍の監修がございました。これはページ単位による報告、まとめて監修料としているもの、原稿料ということで原稿用紙1枚当たりの換算をしている報告。こういったものがみられるところでございます。

続いて3番目、e-ラーニング等の監修というものがございます。

これはいずれも教育事業者との関係でございますけれども、この報告につきましては、監修作業の時間、原稿用紙当たりの換算という両方の換算報告の仕方があるというところでございます。

他のものにつきましても、様々なものがございまして、学術誌の監修、会議への参加、症例集、問題の監修、取りまとめ料などがみられるところでございます。これらにつきましては、時間当たりであったり、取りまとめ料といったものがございます。

これらを踏まえますと、統一した監修の報酬を換算する基準というものが、直ちに見出すことが難しいような状況でございます。他方で、利害関係者からの報酬につきましても、基準といたしまして、ひとつは講演等でございますけれども、通達におきまして、1時間当たり2万円という基準、それから著述等につきましても400字詰め原稿用紙1枚当たり換算して4,000円という1つの基準が示されています。それが、適正な範囲かどうかということも1つのメルクマールとして理解さ

れているところがございます。

こうしたことを踏まえますと、監修等の贈与等報告書の提出につきましては、まず原則として原稿用紙の換算とする。続いて、その原稿用紙換算というものが難しい場合には、時間当たりの換算とする。このような基準というものを明らかにするというところを行って参りたいと考えております。

しかしながら、当然のことではございますが、監修内容がそもそもどういったものであるかを把握するというのが、まずもって必要となりますし、監修内容の詳細というものをきちんと報告を求めるといったことが必要であると考えられます。監修内容の詳細と言いますと、一つは社会的にその監修がどういった意義があるか、題材や依頼元を踏まえて、公人としての知見の社会への還元と言えるかどうか、副業というものになっていないか、そういったことを確認することが考えられると思っています。また具体的な作業量、どこで何をしたのかということを実際にイメージできる形で報告を求めるといったことによって判断をして参りたいと思います。

ここで若干先にいきますが、今期の贈与等報告の中で医療安全e-ラーニング教材の監修というものがございます。これは、総括表で言いますと140番、141番になります。それについて資料8-1になりますが、そちらをご覧くださいつつ、資料8-2で具体的な内容につきまして、今申し上げましたような観点からまとめております。先に御説明させていただきます。それでは、資料8-2につきまして、陸上幕僚監部の方から御説明申し上げます。

- 陸上幕僚監部 陸上幕僚監部からe-ラーニング教材の監修について、補足させていただきます。経緯から全般的な流れ、それから配分時間等については、ほとんど資料8-2で大まかなところは把握できると思いますが、それぞれのところで補足させていただきます。まず経緯ですけれども、この自衛隊札幌病院の診療技術部長は、医師の方ですけれども、この方が、長年の経歴から医療安全分野に関して造詣が深い。医療安全と申しますと、医療事故や医療過誤を防いで、人的トラブルを未然に防止する。あるいは、トラブルが起きた際の対応策にしっかりと取り組んで、安全な医療対策ができる状態を創り上げるというものになっています。

この時の活動が評価されて、この会社から依頼があり、この監修作業をやったということになっております。

そもそも医療安全分野なのですが、平成19年の医療法の改正によりまして、医療安全に係る取り組みは各病院のみならず、自治体も含めて取り組むことになっておりまして、これを広く啓蒙していくということが急務であったと。

ところが、画一的な資料がなかったものですから、この会社が制作に乗り出したというところが背景でございます。

2番目の依頼された監修の全般的な流れを読んでもいただきますと、大体のところが分かるのですが、この2項目の4行目あたりにあります、「復唱」「指差呼称」「ダブルチェック」等などの細かいやり方、そういったものに関しまして、e-ラー

ニングによって講義をする教材を作るというコンセプトの作成から始まりました。具体的には、講義の動画、それから講義を補足する動画、最終的に理解度をチェックするテスト。こういったものを作ったということでもあります。

これらの何をどのような内容で、どの程度教えるのか、その手段をどうするのか、そういったところから参画をいたしまして、10回程度の会議に参加されたと聞いております。この会議の参加の後は、具体的な動画撮影になりますけれども、シナリオライターの方との打合せや、撮影時の立会い、出来上がりの確認、こういったものにも参加されて、それらが時間として監修料として、この方が受け取ったという次第であります。

最後に、個人作業も一部やっているのですが、この個人作業については、監修者のエッセイ、それからアメリカの医療安全資料等も活用されたと聞いていますので、その解説とコメントを文章として作成されたと聞いています。

補足については、以上で終了いたします。

- 服務管理官 以上で「監修の報酬を単価として換算する方法及びその単価の基準」について御説明を終わります。
- 田中会長 御説明ありがとうございました。本件、今日審査対象となっております案件についても、具体的に御説明をいただきました。皆様から本件について、御質問、あるいは御意見ございましたらお願いいたします。
- 委員 この会社が、この診療技術部長になぜ声をかけてきたのか、理由が何かあるのでしょうか。
- 陸上幕僚監部 この診療技術部長は、経歴で過去、東京大学の大学院に行動専門研修にいらっしゃったことが縁で、医療安全に係る客員研究員等もやっておりましたので、こういった研究に以前から参画していたということもあり、名前を知られるようになったのではないかと思います。
- 委員 そうすると個人的な縁でというよりも、この世界では名前が知られていたからこの会社から(声をかけられた)ということなのではないでしょうか。
- 陸上幕僚監部 そうですね。
- 田中会長 他にはございますか。
- 委員 この案件については、特に質問はございません。  
時間的にもこれ位の時間がかかっているのは、納得できるものでありますし、

その時間を基準とすると、報酬の単価、1時間当たりの単価も、利害関係がないわけですから、例え利害関係にあったとしても、その基準に収まっているなど思われます。

先ほど、サービス管理官から御説明をいただいた今後の方針の結論には、賛成でございますけれども、一般論として監修をどのように評価していくかという中の時間についてはいいのですが、やはり原稿用紙当たりの換算を執筆した場合と同じように考えるのは少し適当ではないように思います。やはり文章を自分で考えて書く作業と、全体の監修として行うのとは違います。例えば5、60人の執筆者に書いてもらって、全体で2000ページ位の三分冊の本を書いたその時の監修をやったというときに、実際、自分は執筆者を考える位で、あとは出来た原稿を出版社にまとめてもらうというような場合には、実際のページ数にかけた労力は、執筆とは全然異なりますので、この執筆の原稿用紙換算と同じ基準でいいかどうかということは、今後検討していかなければならないだろうと思います。

それ以外の監修作業については、今回のような時間を基準に考えるということではよろしいかと思えます。但し、すぐにはどういう換算方法が適当かというのは、なかなか判断しにくいと思えますので、先ほどサービス管理官から御説明があったように、今後こういった事案を積み上げていくことによって、現場には少し負担をおかけしますが、今回のような、こういった監修にはこういう作業をしていますという資料を出していただいて、我々としても知見を深めていくことで、ある程度相当かどうか個別の判断ができるような情報を我々も持っていくことが大切かと思っています。

- 田中会長 ありがとうございます。
- 委員 議論が数字の話になるとしますと、例えば原稿用紙10枚程度の監修にかかる労力と、原稿用紙100枚程度のものにかかる労力とは、私個人の体験からしますと、相当違ってくるかなと思ってまして、平準化した数字で当てはめるのか、それとも階段式にするかというのを、そのうちご検討いただければと思うのですが。  
100枚とかになると、全体的に矛盾が無きようにするには、相当結構な労力をかけることになるという個人的な経験で申し上げます。  
その辺りもご考慮いただければと思います。もちろん、映像に伴う監修の方も、3分のものを作るのと30分のものを作るのと1時間のものを作るのでは、相当違ってきますので、そののところも是非、可能でしたら階段式になるように、考慮いただければと思います。
- 田中会長 委員から御意見をいただきました。これについては、今日の結論としては、実質の金額の上限基準はまだ定める段階にはなく、今後の報告書には、換算方式として、まずは原稿用紙換算、それができないときの時間当たりの換算、具体的に

のようなことを行ったかということ、今後の報告書の中に記載していただくということで、事例を貯めて、基準については次の段階でまた検討するということが、皆様よろしいでしょうか。

○ 委員 意見なし。

○ 田中会長 ありがとうございます。それでは、今後も引き続き検討させていただきたいと思います。

これについては、以上で終わりたいと思います。

**(5) 令和3年度第3四半期贈与等報告書について説明及び審査**

○ 田中会長 それでは、「令和3年度第3四半期の贈与等報告書」の審査に移りたいと思います。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の隊員が提出をした「令和3年度第3四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うものでございます。

それでは、服務管理官から説明をお願いします。

○ 服務管理官 それでは、資料6から9まで御説明をさせていただきます。まず、資料6をご覧ください。今期につきましては、報告件数は、合計で204件でございます。事前説明から4件増えております。起因別件数でございますが、内訳として最も多いものは、物品の贈与で73件でございます。続きまして講演等に対する謝礼が（遅延も含めて）62件。著述に対する謝礼が47件になっております。

資料6のあとの参考をご覧くださいますと、今期の特徴といたしましては物品等の贈与におきまして、例えば内局をはじめといたしまして件数が上がっておりますが、これは資料7をご覧くださいますと、外国政府からの儀礼的な贈物が多かったということが原因となっております。資料7の方におきまして、更に申し上げますと利害関係があった件数は、204件のうち19件でございます。これは資料7の2の（8）でございますが、製薬会社及び医療機器メーカーからの講演等に対する謝礼でございます。起因別件数として、最も多かった物品等の贈与のうち一番多かったものは、外国政府からの儀礼的な贈物ということで26件。2の（5）の著述に関する謝礼の47件うち、最も多かったものは部内私的サークルが発行する機関誌への著述で、26件という構成になっております。総括表に基づきまして、順次説明に移らせていただきたいと思います。存じます。

まず1番目から3番目に賞金の贈与がございますが、1番目の50万円というものが今期の最高額となります。連番の4と5につきましては、事前説明の際には物品等の贈与ということで含めさせていただいておりましたが、改めまして検討しましたところ、これは言わば金券でございますので、金銭の贈与という分類で改めて計上し直しさせていただきます。金銭の贈与につきましては、これは表敬に

伴う儀礼的な贈物ということで、1泊2食付きの宿泊券で2名分ということで、金銭としてそれぞれ56,000円ずつで受領しているものがございます。

6以降は、物品等の贈与でございまして、外国政府からの儀礼的な贈物というのが続いてまいります。これらはほぼ飲み物であったり、食べ物であったりします。金額的にも1万円以下のものでございます。これが、31番まで続きます。

32番以降は、表敬に伴う儀礼的贈物が掲載されております。そのうち36番から掲載されておりますLCAC操縦課程部隊実習のため入港歓迎ということでございます。このLCACと申しますものについて御説明させていただきますと、これはいわゆるホバークラフトでございまして、輸送艦という大きな船の中から、その船が接岸できない状況におきまして、トラックですとか、戦車ですとか、そうした車両を輸送艦からホバークラフトに移して、そのホバークラフトが砂浜のところに陸揚げしていくわけでございます。そういう能力を持つ船で、そういった訓練を行うための入港に対する儀礼的な贈物でございます。

続きまして、表敬時の儀礼的な贈物、着任祝い、それから任務完遂と安全祈願のための寄贈が、45番以降に続いております。

54番目からは、災害派遣に伴う部隊に対する激励品でございます。そのうち60番と62番、これはいずれも自衛隊東京大規模接種センターへのものでございまして、これは、これまでの報告にもあったものでございますが、651,000円分のサプリメントをいただいております。月に1度贈与がございました。これが今期の最高額でございます。大規模接種センターについては、65番まで。66番以降は、海賊対処行動水上部隊についての激励品でございます。部隊に対する激励品は、77番まででございます。78番からは、その他の贈与でございます。

さらに79番からは、供应接待等ということでございまして、84番まで大使館の食事会などが計上されています。85番からは著述に対する謝礼でございます。110番まで定期刊行物の機関紙等の著述で、従来通りの計上がされております。111番以降は、様々な著述等でございます。そのうち118番につきましては、事前説明の中で漏れがございましたもので、今回追加したものでございます。これは予め報告があったものでございまして、集計作業の関係で遅れがございました。大変申し訳ございません。さらに著述に対する謝礼の中で、129番についても同様でございます。著述に対する謝礼は、131番までで、132番からは著述による印税になります。

今期の監修に関するものは、139番から141番の3件です。140番と141番は先ほど陸上幕僚監部の説明で申し上げたとおりでございます。

続きまして142番からは、講演等に対する謝礼でございます。このうち143番と152番が講演等に対する謝礼の一時間当たりの最高額になっております。

講演等に対する謝礼のうち155番から173番が、利害関係ありでございます。これらはいずれも基準となっている一時間当たり2万円以下の謝礼という形になっております。174番以降も引続き講演等に対する謝礼です。このうち189番と



190番については、事前説明から追加した箇所になります。追加した箇所は、以上でございます。

最後になりますが、204番に関しましては、報告の遅延がございました。これは、資料9によりまして、中国四国防衛局から説明をお願いします。

- 中国四国防衛局 中国四国防衛局から贈与等報告書の提出遅延について説明させていただきます。資料等は、資料9にある通りでございます。学校法人から依頼を受けて、令和3年5月29日に講演を行っています。

講演前に学校法人から職員には通常講師として講義をした場合に、一般的に支払われる額は、30,600円との連絡がなされていまして。講演料は、令和3年9月15日に、学校法人から振込まれていまして、事前に聞いていた金額と実際の振込み額が異なっていたため、見落とししていたようです。

事前に聞いていた30,600円は、通常1科目、全14回の授業を担当した場合に、報酬として6か月間支払われる額の一月分ということでした。実際の振込額は、1科目全14回分の報酬額、183,600円の1回分、13,115円から住民税401円が引かれた12,714円でした。

職員は、令和4年1月14日付の人事異動により、中国四国防衛局での勤務になりましたが、1月19日、埼玉県の自宅に学校法人から源泉徴収票が郵便で届くまで、講演料が振り込まれていたことに気付くことがなかったということです。

その後、1月31日に中国四国防衛局内での兼業兼職の周知メールから学校法人で兼任講師をしていることについて、職員から総務課のほうに連絡がありまして、講演の報酬に係る贈与等報告書を提出していないことについても総務課に対して連絡があったものになります。

このことから総務課として、講演料の支払い日を確認していたところ令和4年2月14日に支払日の確認ができ、今回の提出に至っていることになります。提出遅延に係る説明は以上になります。

- 服務管理官 贈与等報告書につきましての説明は以上でございます。

- 田中会長 ありがとうございました。

では、贈与等報告書に対する御質問、御意見がございましたら御自由にお問い合わせいたします。

- 委員 これの165番と173番について、オンラインでの講演で利害関係ありになっていて、防衛省自衛隊の施設をお使いになっていることになりますね。

この場合、どのように整理をされているのか知りたかったのです。ご自宅からとか、会社からオンラインでという場合は、それは個人の事前の届け出があれば当然のことだと思うのですが。防衛省自衛隊の施設をお使いになられている場合の整理

というのはどうなっているのか。今日でなくても結構ですが。

- 防医大 これは ZOOM でやったとか、そうしたものの手段の確認でよろしいですか。
- 委員 それとあと手段が、防衛省自衛隊の所有のものであった場合、どういう風に話が整理されるのかなというところですか。個人のご自宅だとか相手先の会社からおやりになる分には、それは、そうだろうなと思うのですが。
- 防医大 どういった場所でどういった手段でやったかというところまでは、確認が取れておりませんので確認をして御報告をしたいと思います。
- 委員 ありがとうございます。
- 服務管理官 今御指摘の意見につきましては、どういう点を御懸念ですか。
- 委員 これがだめというわけではないのですが、何か整理されていればいいなというだけでございます。
- 田中会長 御質問の件は、場所をどういう整理で使用されたかという御報告をして、あと懸念のところはセキュリティのことなどでしょうか。
- 委員 それと防衛省・自衛隊の資産を使って、講演をされたということになると、それはどういう整理になるのでしょうかということですか。
- 田中会長 業務なのか個人で行うものかという判断でございませうか。
- 委員 事前に報告をあげる際に、最初から防衛省・自衛隊の施設を使わせてくださいという御要望のもとでおやりになっていたら、それはそうですね。上司の了解があれば、と思うのですが。
- 服務管理官 関連する規則だとか、そういったところも含めまして確認をして、整理をして、御報告いたします。
- 田中会長 そうですね。全体をよろしくお願いいたします。
- 委員 今はとにかく、防衛医科大学の先生が一社のみ対してだけ講演されているという例があるのですけれども、これだけ重要な医学関係のお話になると、複数の会社が一斉にどっと聞きたいということも将来出てくるかと思っておりますので、そうなっ

てきた場合、防衛省・自衛隊の設備を使わないと各社一斉にということはできないということも将来ありうると勝手に想像するんですね。

- 田中会長 そうですね。必要であれば基準、ルールなどを作るべきかどうかということも踏まえてということでございますね。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

他にもございますでしょうか。

- 委員 一つよろしいでしょうか。最後に御説明いただいた贈与等報告書の遅延の理由書の説明で、1科目14単位を6か月分やったと、1か月が30,600円で、6か月分は183,600円だというのは分かったのですが、それとこの総括表の最後にある講演料1時間40分が13,115円になっている。この数字がどういう関係になっているか、もう一度御説明いただけますか。

- 中国四国防衛局 もう一度金額について説明させていただきます。30,600円というのが、1科目全14回の授業を担当した場合に、報酬として6か月間支払われる額の1月分ということになります。

そうしますと、30,600円掛ける6か月とすると、全報酬額としては183,600円ということになります。その183,600円を14回分で割ると1回分の金額が出て、その1回分の金額が13,115円となります。振込された額は、それから住民税の401円が引かれていますので、12,714円ということになります。金額についてはこのようになっております。

- 委員 総額を授業数で割ると1回当たり13,115円ということですね。そして、この方が講義をしていたのが、去年の令和3年5月29日となっています。春学期に半年間やったわけですね。その時に定期的に毎月振込まれているのでしょうか。9月15日から全体の内、この13,115円だけが振込まれたというわけではなくて、なぜ申告された額が13,115円だけになっているのでしょうか。この期間、この第3四半期の期間の全額としてはこれだけが相当するということによろしいですか。

- 中国四国防衛局 報酬を受けたのが、実際にこの1回分だけでして、金額を聞いていたのが、14回のうちの1回分だけですので、その他については、講演の依頼は受けておりませんので、結果として振込された額に相当するのが13,115円だけということでございます。その他については、やってないということです。

- 委員 この方は1回話しただけなんですね。

- 中国四国防衛局 はい。1回だけです。
- 委員 この1科目の中で、オムニバスか何かになっていて、その中の1回を担当したということでしょうか。
- 中国四国防衛局 はい。そこで通常の基準の額から割られた金額の1回分のみが振込まれたわけです。今回、それを見落として忘れていたというものです。
- 委員 見落とした原因として、30,600円もらえらと思っていただけなのに、実際の額が違って見落とした、という説明ですね。1か月当たりの講演料が30,600円になりますよという形で連絡を受けていたというわけですね。
- 中国四国防衛局 連絡自体は、1か月とかでと言われたというより、教授が日ごろから普通に話される方で、30,600円ですよとだけ言われていたそうです。ただ、その数字だけを覚えていたのですけれども、実際に振り込まれた金額が違っていただけで、要因としては、後から聞いたところでは、通帳には振込元名義がカタカナで全部書かれていたもので、それも見落とした原因でないかと思われます。
- 委員 それでも過失は、十分あるだろうと思われます。講演先が書かれていたのですから。なぜ、30,600円ではないのかと普通は思いますよね。確かに最初の連絡のし方がミスリーディングだったという感じですよ。その大学の方から、1か月相当分の額を聞いていて、1回講演をやった場合の額を知らされていなかったというのが、元々誤解するきっかけだったということですね。わかりました。  
その辺りが分からなかったものですから、ありがとうございました。
- 田中会長 そうですね。こちらについても、そういう事情背景があったということで、注意喚起ということだけでよろしいでしょうか。他に御質問ないでしょうか。
- 委員 意見なし。
- 田中会長 ないようでしたら、贈与等報告書の審査は、以上とします。  
それでは、本日審議されました「第91回自衛隊員倫理審査会議事録」及び「令和3年度第3四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員に承認をいただきたいと思っておりますので、サイン又は押印をお願いいたします。
- 服務管理官 最後になりましたが、今月末をもちまして全5名の皆様の任期が満了することとなります。会長を除く4名の皆様は、再任ということでございますが、田中会長におかれましては、大変残念なことではございますけれども今年度をもって退任なさ

ることになりました。これまでの多年に渡る御貢献に関しまして、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

- 田中会長 会長職を2年間務めさせていただきましたが、皆様の御協力により何とか務めることができました。本事案も含めて、継続審議の案件がございます。少し心残りでございますけれども、引き続き、皆さまにとって更によりよい倫理に関する啓蒙であったり、時代に合わせた正しい新しいルール作り、やはり皆様色々と心を砕いて、自衛官の皆様の士気を高めることでやっていらっしゃる中で、今後も更に現場に即した実態を把握しながら、より良い方法をブラッシュアップされていかれて下さい。

皆様、どうもお世話になりました。

- 全員 ありがとうございました。

#### (8) 閉会の辞

- 田中会長 皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。次回の審査会につきましては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。

本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。